

岐阜県地球温暖化防止活動推進センター岐阜県カーボン・オフセット推進支援事業助成金に係る運用について

(目的)

- 1 この運営事項は、財団法人岐阜県公衆衛生検査センター（以下「公衛検」という。）が、岐阜県地球温暖化防止活動推進センター岐阜県カーボン・オフセット推進支援事業助成金交付要領（以下「カーボン・オフセット支援要領」という。）に基づく助成金交付の事務を適正かつ円滑に運用するためこれを定める。

(助成対象経費の事務処理)

- 2 助成対象経費の執行については、次のことに留意するものとする。
 - (1) 全ての経費について、領収書若しくは領収を証する書類を必ず徴収すること。
 - (2) 1件10万円を超える場合の業者選定は、2者以上の者から見積書を徴収すること。また、1者による契約の場合（1者随契）は、必ず選定理由を明確にしておくこと。
 - (3) 契約(支出)金額が1件につき100万円を超える場合は、契約書及び検査調書を作成すること。ただし、100万円以下の場合でも契約金額が50万円を超える場合は、契約に関し必要な事項を記載した請書を提出させること。また、契約書には、仕様書、事業計画書を必ず添付すること。なお、契約事項には、目的、金額、支払い方法、契約期間、納入場所、紛争解決方法の外、必要に応じて関係項目を定めること。
 - (4) 少額の契約についても、検収調書を作成すること（納品書に検収印の押印及び日付を記入したもので可とする）。
 - (5) 事業実施の記録写真等を整備しておくこと。
 - (6) 経費の支出に際しては、口座振替を原則とする。なお、銀行振込による振込手数料は補助対象外とする。
 - (7) 見積書（1件3万円以上の場合）、納品書、請求書等は、業者印（法人の場合は社印及び代表者印）を押印したものを整備しておくこと。
 - (8) 販売目的で購入または使用するための経費、運転資金、各種添付書類の発行手数料及び消費税は補助対象外とする。その他審査会等で補助及び助成の対象とすることが不適当とされた場合も同様とする。
 - (9) 経理処理に関し不明な点については、公衛検と協議すること。

(助成金の交付)

- 3 カーボン・オフセット支援要領第5条の「交付金の決定」の際に、申請者が他の助成金の交付を受けている場合は、当該助成金額を対象経費から控除して交付決定額を積算することができる。

(会計検査院による検査)

- 4 この事業に係る基金の造成には、国費や県費が拠出されているため、会計検査院の検査対象となる。

(審査結果の非公開)

- 5 カーボン・オフセット支援事業助成金の事業を採択する審査委員会での審査内容等については、公開しない。

附則

この運用は、平成23年8月1日から適用する。

重 要

完了検査に必要となる証拠書類

証拠書類 支払額	見積書	納品書	請求書	領収書	請 書	契約書
3万円未満(税込)	-	-	-	要(レシート可)	-	-
3万円以上(税込)	1者以上	要	要	要(レシート不可)	-	-
10万円超(税込)	2者以上	要	要	要(レシート不可)	-	-
50万円超(税込)	2者以上	要	要	要(レシート不可)	要	-
100万円超(税込)	2者以上	要	要	要(レシート不可)	-	要

(注意事項)

- ・納品書 検収印を押したもの
- ・見積書(2者以上)の場合 1者しか見積が徴収できない場合は、理由書を添付(正当な理由がない場合は不可)

(その他注意事項)

- 1 業務の性質によって納品書が添付できない場合は、省略可。
- 2 人件費は、領収証のみで可。
- 3 見積・請求・領収書の宛先は、助成金申請者と同一のこと。
(立替払い等で、宛先の違う書類は不可)
- 4 1者で契約しようとする場合は、事前に必ず公衛検事務局へ連絡し、了解を得て行って下さい。

完了検査時に、以上の書類が不足の場合は、助成金の対象外経費となります。

納品書検収印の例

納 品 書					平成 年 × × 月 日
品 名	数 量	単 価	金 額	備 考	
	×				
小 計					
消 費 税					
合 計					

平成 年 × × 月 日 検収	検収者の印
--------------------	-------